

## シンポジウム 8：医療と福祉の協働が起こす小児在宅医療のパラダイム転換 —病院・病気から地域・生活へ

<b>演題名</b>	平成 25 年度 小児等在宅医療連携拠点事業の概要とその目的
------------	--------------------------------

### 概要

急速な少子高齢化の流れの中で、厚生労働省は「在宅医療の体制構築に係る指針」を通知し、各都道府県に医療計画の中で在宅医療の達成目標や、連携体制を構築することを求めている。さらに、地域における多業種協働による在宅医療・介護の連携対策を構築するために、2011 年、2012 年度に在宅医療連携拠点事業を実施し、全国で様々な主体からなる 105 ヶ所が選定され、小児在宅医療に関しては、長野県立こども病院、埼玉医科大学総合医療センター、あおぞら診療所墨田の 3 か所がこの事業に参加した。この事業を通して、小児においても、こどもの特徴を踏まえた新たな在宅医療の構築も重要であることが理解され、2013 年度からは小児等在宅医療連携拠点事業が開始された。この事業は、都道府県が主体であり、各地域の医療機関と協力しながら、小児患者数、小児医療や福祉資源の整備状況、地理的特性等の背景が異なる都道府県が、地域の実情に合わせて在宅医療を支える体制を効果的に構築し、全国展開のモデルになることを目指すモデル事業として行われるものがある。公募から 8 都道府県（長崎県、岡山県、三重県、長野県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県）が選定され、国立成育医療研究センターが事業の評価機関となっている。本事業では次にあげる六つの課題に取り組むこととなっている。1) 行政、地域の医療・福祉関係者などによる協議の場の定期的開催、小児等の在宅医療における連携上の課題の抽出およびその対応方針を策定する。2) 地域の医療・福祉資源を把握し、整理した情報の活用を検討する。3) 小児等の在宅医療に関する研修の実施等により、小児等の在宅医療の受け入れが可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大を図るとともに、専門医療機関とのネットワークを構築する。4) 地域の福祉・行政・教育機関に対する研修会の実施やアウトリーチにより、小児等の在宅医療への理解を深め、医療と福祉等の連携の促進を図る。5) 関連機関と連携し、電話相談や訪問支援等により小児等の患者・家族に対して個々のニーズに応じた支援を実施する。6) 患者・家族や小児等の在宅医療を支える関係者に対して、相談窓口の設置や勉強会の実施などを通して、小児の在宅医療等に関する理解の促進や負担の軽減を図るため取り組みを行う。シンポジウムでは、本事業の内容と事業を通して見えてきた、課題、成果について言及したい。